

『財形年金預金規定』

第1条（預入れの方法等）

- 1.財形年金預金（以下「この預金」といいます。）は勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- 2.この預金の預入れは1口1,000円以上とします。
- 3.この預金については、通帳の発行にかえ財形年金預金契約の証（以下「契約の証」といいます。）を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

第2条（預金の種類・とりまとめ継続方法）

- 1.支払開始日は、最終預入日の6か月後の応当日から5年後の応当日の間の任意の日とし、支払開始日の3か月前の応当日を「年金元金計算日」とします。また、年金元金計算日前1年ごとの年金元金計算日の応当日を「特定日」とします。
- 2.前条による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預りします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、1口ごとに年金元金計算日を満期日とするスーパー定期としてお預りします。
- 3.特定日において、預入日（継続をしたときはその継続日）からの期間が2年を超える期日指定定期預金（本項により継続した期日指定定期預金を含みます。）は満期日が到来したものとし、その元金金の合計額をとりまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- 4.この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外は満期日を指定することはできません。

第3条（分割、支払方法）

- 1.この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元金とスーパー定期の元金金の合計額を「年金計算基本額」とします。
 - (1)年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額（ただし、100円単位とします。）を元金として、年金元金計算日から3か月ごとの応当日を満期日とする12口の期日指定定期預金またはスーパー定期（以下これらを「定期預金（満期支払口）」といいます。）を作成します。ただし、スーパー定期の預入期間は1年未満とします。
 - (2)年金計算基本額から前号により作成された定期預金（満期支払口）の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の期日指定定期預金（以下これを「定期預金（継続口）」といいます。）を作成します。
 - (3)定期預金（満期支払口）は、各々その満期日に元金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。
- 2.定期預金（継続口）は、満期日に前項に準じて取扱い、以後同様とします。この場合、前項に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金（継続口）の元金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金（継続口）の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金（継続口）の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が12回以下になる場合には、当該定期預金（継続口）の元金から定期預金（満期支払口）の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金（満期支払口）に加算します。
- 3.この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

第4条（利息）

- 1.この預金の利息は、次のとおり計算します。
 - (1)預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合預入金額ご

とにその預入日から（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

- ①1年以上2年未満 当金庫所定の「2年未満」の利率
- ②2年以上 当金庫所定の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）

(2)預入金額ごとの預金がスーパー定期の場合、預入金額ごとにその約定日数について、預入日における当金庫所定の利率によって計算します。

(3)前(1)、(2)の利率は、当金庫所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

2.この預金の満期日以降の利息は、満期日から解約日または書換継続日以前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

3.この預金を第7条第1項により満期日前にこの預金を解約する場合および第7条第3項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

(1)預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。）によって1年複利の方法により計算します。

- | | |
|--------------|---------------|
| ①6か月未満 | 解約日における普通預金利率 |
| ②6か月以上1年未満 | 2年以上利率×40% |
| ③1年以上1年6か月未満 | 2年以上利率×50% |
| ④1年6か月以上2年未満 | 2年以上利率×60% |
| ⑤2年以上2年6か月未満 | 2年以上利率×70% |
| ⑥2年6か月以上3年未満 | 2年以上利率×90% |

(2)預入金額ごとの預金がスーパー定期の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。）によって計算します。

- | | |
|------------|------------------------------|
| ①6か月未満 | 解約日における普通預金利率 |
| ②6か月以上1年未満 | 預入金額ごとの預入日現在の6か月もの店頭表示利率×70% |

なお、店頭表示利率については口座開設店（以下「当店」といいます。）にお問い合わせください。

4.この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第5条（反社会的勢力との取引拒絶）

1.この預金口座は第7条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第6条（取引の制限等）

1.当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。

2.1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にも

とづく取引の一部または全部を制限する場合があります。

3. 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。
4. 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

第7条（預金の解約）

1. この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
2. やむをえない事由により、この預金を第3条による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この契約の証とともに当店へ提出してください。この場合、期日指定定期預金満の期日を指定することはできません。
3. 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - (1) 「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - (2) 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (3) 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
4. この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

第8条（税額の追徴）

前条によりこの預金を解約する場合は、払出時の利息について非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税として支払われた利息について5年間にわたり遡及して20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税率により計算した税額を追徴します。ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合を除きます。

第9条（退職時等の支払等）

1. 最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなった時は、この預金は、第2条および第3条にかかわらず次により取扱い、退職等の事由の生じた日の1年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、第7条第2項と同様の手続をとってください。
 - (1) 期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日の1年後の応当日の前日を満期日とします。
 - (2) 退職等の事由が生じた日以後、1年以内に満期日の到来する期日指定定期預金は、その継続を停止します。
2. 退職等の事由が生じた日以後2年（当該事実の生じた日が2004年3月末日までの場合は1年）以内に転職等を行った場合には、所定の手続きをすることにより、新たな取扱金融機関において引き続き預入をすることができます。

第10条（据置期間中の金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱い）

この預金の最終預入日以後に財形法施行規則第1条の4の2の規定に基づき計算した年金計算基本予定額が非課税限度額以内にあるにもかかわらず、据置期間中の金利の上昇によってこの預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加に係る利子額全額をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

第11条（最終預入日等の変更）

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに、当金庫所定の書面によって当店に申し出てください。ただし、支払開始日を繰上げる場合は変更後支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は変更月支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに申し出てください。

第12条（支払開始日以後の支払回数の変更）

支払開始日以後に、財形法施行令第13条の4第3項の規定等に基づき年金支払額を増額するために支払回数を変更するときは、変更後の支払日の3か月前の応当日の前日までに、当金庫所定の書面により当店に申し出てください。ただし、この支払回数の変更は1回に限りです。また、変更により総支払回数が21回未満となる場合には、変更することはできません。

第13条（成年後見人等の届出）

1. 家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前1、2項と同様にお届けください。
4. 前1～3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
5. 前1～4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第14条（届出事項の変更、契約の証の再発行等）

1. 契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所そ

他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

2. 契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまた契約の証の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

なお、契約の証の再発行にあたっては、店頭表示の手数料をいただきます。

第15条（印鑑照合）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第16条（譲渡、資入れの禁止）

1. この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。

2. 当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

第17条（契約の証の有効期限）

この規定によりお預りした預金の支払が完了した場合は、この契約の証は無効となりますので直ちに当店に返却してください。

第18条（保険事故発生時における預金者からの相殺）

1. この預金は、満期日が未到来であっても当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務（手数料債務、保証債務を含みます。）と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

2. 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

(1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに直ちに当店に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務者または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

(2) 前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。

(3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

3. 第1項により相殺する場合の利息については、次のとおりとします。

(1) この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

(2) 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前返済することにより発生する手数料等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

4. 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

5. 第1項により相殺する場合において借入金の期限前返済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前返済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第19条（規定の変更）

1. この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更ができるものとします。

2. 前項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

2020年4月1日現在